

電波有効利用の促進に関する検討会(第6回会合)議事要旨

1 日時

平成 24 年 6 月 26 日(火) 16 時 00 分 - 18 時 00 分

2 場所

総務省 7 階 省議室

3 出席者(敬称略)

(メンバー: 50 音順、敬称略)

岩瀬大輔、木村たま代、関口博正、高畑文雄、丹康雄、土居範久(座長)、土井美和子、服部武(座長代理)、林秀弥、藤原洋、水越尚子、森川博之、湧口清隆、横澤誠、吉川尚宏

(総務省)

松崎副大臣、森田大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、巻口衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、佐々木放送政策課長、荻原電波利用料企画室長、星監視管理室長、内藤企画官、菅田企画官

(事務局)

電波政策課

4 配布資料

- | | |
|----------|--|
| 資料 6-1 | 電波有効利用の促進に関する検討会
- 中間とりまとめ(案) - 【事務局】 |
| 参考資料 6-1 | 免許等の一般的な手続と諸外国の電波利用料等負担状況について |
| 参考資料 6-2 | 電波有効利用の促進に関する検討会(第3回会合)議事要旨 |
| 参考資料 6-3 | 電波有効利用の促進に関する検討会(第4回会合)議事要旨 |

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

① 中間とりまとめ(案)について

- ・ 資料6-1に基づき、事務局から説明が行われた。

② 意見交換

- ・ 資料6-1に基づき、中間とりまとめ(案)に対して意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

ア. 資料6-1のうち「はじめに」について

(横澤構成員)

検討の優先順位について、一度に全部やるのかあるいは何年までにどこまで進めるか等を記載すべきである。

(事務局)

2ページ第3段落に「社会的要請や緊急性等の観点を考慮し、早急に検討・対処すべきものと将来的な課題として検討すべきものを区別して検討する必要がある。」と記載している。

(木村構成員)

1ページの第5段落目について、「無線システムの消費エネルギー、人体への影響についての正しい理解、セキュリティの確保、個人情報保護など」とあるが、使い勝手の観点を追記すべきである。

イ. 資料6-1のうち「第1章 電波利用環境の変化に対応した規律の在り方」について

(湧口構成員)

3ページ第4段落及び第5段落について、海外から色々な機器が持ち込まれ、日本の基準を満たしていない機器が流通し、問題が発生していることについても言及が必要ではないか。

(事務局)

3ページ第6段落に「我が国の技術基準に合わない外国製品等により、電波利用環境が悪化しないように」として、技術基準に合わない外国製品について簡単に触れている。

(座長代理)

4ページについて、基本的には手続上の見直しを中心に、現状の課題が記載されていると思うが、免許そのものの考え方について議論が必要ではないか。例えば、現行では、変調方式や伝送速度が変わる度に技術基準を新たに規定するが、その考え方は今の時代からすると古い。色々な方式が出てきており、柔軟に対応できるような免許制度の在り方を考慮する必要があるのではないか。

また、特定小電力の無線LANでは、MHz当たり何mWという規定がある。例えば占有周波数幅が増えれば、電力も上がり、MHz当たりの規定が必ずしも実態にそぐわなくなるのではないか。TDMAではバースト的に影響が高くなるが、そのような新しい方式に対して、他の無線局への影響を考慮した免許の規律の在り方を考えることが必要ではないか。

(横澤構成員)

3ページの第7段落、修理再生端末の安全な流通については喫緊の課題の一つとして取り組むべきである。趣旨として早期に対応すべきことである点を追記したほうがよい。

また、7ページのオークションの表現について、本章のタイトルが「周波数再編の加速」とされており、①で迅速な周波数の割当てとなっている。オークションの導入が必ずしも再編を加速できるわけではなく、諸外国では逆に時間が掛ってオークションを諦める例もある。オークションには迅速な周波数割当て以外にも金銭的な面、あるいは透明化の面もあるので、表現を修正したほうがよい。

(林構成員)

6ページのウについて、市場メカニズムを活用した電波の有効利用が、具体的にどのような方法を指すのか脚注等で具現すると分かりやすい。

ウ. 資料6-1のうち「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」について

(土井構成員)

15ページの(2)に、家電製品等から発生する不要電波の対策について、IT機器や

各種設備のインバータ、LED照明等とあるが、スマートメータ等、家電製品がどこまでの範囲を指すのかが非常に曖昧である。例えば、BEMS等、家庭の電気だけではなく、ビル等でエナジーマネジメントでも使われるので、家電製品等という限定が疑問である。

(藤原構成員)

M2Mやスマートメータは大きなトレンドなので、土井構成員のご指摘を、「(3)エネルギーマネジメントの対応」として加えた方がよい。IEEE や充電系でも無線の導入や標準化が進んでおり、大きな産業になろうとしている分野なので、大きく言った方がよい。

(座長)

それではエネルギーに関する項目として(3)を追記する。

(土井構成員)

木村構成員からご指摘の利用者の視点は、19ページの(2)に付け加え、単純に使い勝手という、今までのユーザビリティという話以外に、例えばゴミの廃棄時に気づかないうちに違法な業者が回収していて、法律的には捨てた人も問題になる話がある。利用者が気づかないうちに加害者になってしまうことも防がないと、使い勝手という意味では問題になるので、是非考えて頂きたい。

(座長)

19ページ(2)のタイトルを修正した上で、新たに段落を設けて、本件を言及する形はどうか。

(座長代理)

16ページと17ページに、電波行政の見える化の推進がある。これ自体は大変結構なことだと思うが、見にいかないと見えないわけで、ほとんどの人が見にいかない。例えば「電波の日」を99%の人は知らない。マスコミが取り上げるかどうかという問題もあるが、電波の問題や電波がどう役立つのかについて、積極的に広報活動を行うべきである。

(木村構成員)

「使い勝手」についての書きぶりは一任する。周知については、既に述べたとおり、事業者だけではなく、消費者にも分かるようどう周知をするか、見える化の項目に追記頂きたい。

エ. 資料6-1のうち「第3章 電波利用料の活用の在り方」について

(吉川構成員)

20ページ第6段落の「11の使途」について、後述の防災の分野や研究開発等への活用の可能性が、現行の11の使途に当てはまるのか、新たな使途を想定しているのかわからないので、何が使途となっているのか脚注を入れた方がよい。

20ページ第7段落で、「電波利用料財源は他の財源とともに一般会計において経理されているが」とあるが、ここも脚注を入れた方がよい。いわゆる特定財源として位置づけられているが、電波法の第103条の3に、「政府は毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額についてはこの限りでない。」とあり、歳出予算額を超える歳入については既に一般財源になっているとも言えると思う。この規定について脚注で入れた方がよい。

27ページに将来的な一般財源化の議論に向けた論点整理のために、一般財源化というのは、電波利用料を全部一般財源にすることなのか、それとも現行でもある超過分を一般財源化することなのかについて整理したほうがよい。このため、現在の仕組みを正しく認識するため、脚注を入れた方がよい。

26ページの3. その他について、「その他」と書くと普通は読まないのので、タイトルを修正して頂きたい。また、(1)支出効率化に向けた方策については、地デジの総合対策費が不要となり、電波利用料を減額する余地も考えた方がいいと思う。300億円余るので、何かに使いましょうというの、時代にそぐわないので、支出効率化だけでなく、減額する余地がある文面にして頂きたい。

(座長)

現行の地デジ関係の支出は今後も5年間続くため、難しい部分もあるのではないかと。11の使途は明確に分かるようにする。収入と支出に差があることについて、収入は3年間の電波利用料として固定されているが、それを計算するにあたっては、必要な支出から計算されている。一方、支出は他の予算と同様に当初予定よりもシーリングにより下がることもあり、収入と支出に差が出てしまうことについては、ご理解頂きたい。いずれにせよ、吉川構成員のご指摘のとおり、脚注を入れる。加えて、書き方も場合によって、変える必要がある。

(湧口構成員)

21ページの第1段落、欧州、韓国等の主要国に関する記述について、先ほどの林構成員のご質問と重複するが、例えばイギリスの電波利用料のアドミニストレイティ

ブ・インセンティブ・プライジングの場合だと、有効利用を促進するために、効率性の悪い機器と効率性のよい機器の運用費用の差分を徴収することにより、新しい機器に移行させるメカニズムも入っている。周波数の有効利用を促すような制度あるいは需給調整的な要素もあることを追記した方が、今後の電波利用料の検討にとってよいのではないかと思う。

(座長)

全体が分かるように記述するのは難しい面があるが、それなりの説明を付け加えたい。

(高畑構成員)

23ページ(2)研究開発、国際標準化の一層の推進①背景と現状の第4段落に、国際標準化への継続的な専門家の派遣が重要とある。おそらく電波利用料の中では旅費の補填程度の話題しかないと思うが、以前ITU-R 部会でも非常に議論となったが、国の代表として会議を引っ張っていける人材を育てる必要がある。ある分野では民間でも議長等で活躍している方がいると思うので、国の機関に取り込んで、国の代表として活躍して頂かないと、国際標準化を日本がリード出来ないのではないか。「国際標準化の継続的な専門家の派遣」では表現が弱いので、更に強く書いて頂きたい。

(座長)

国の代表に加えて、国の何かの組織に所属している形を取らないと都合が悪いのか。

(高畑構成員)

相手方は国の代表として来るので、国の代表として来る人が頻繁に変わると誰を代表にしているか分からない。NICTからそういう人材がいなければ広く民間から集めて、それを国の組織の中に取り入れる仕組みが重要である。

(座長代理)

20ページの第7段落について、用途が法律に明確に定められていることから、特定財源の定義があると思う。言葉の使い方を注意しないと誤解を与えるのではないか。

20ページの第8段落に電波利用料の金額が記載されているが、ここだけ見ると日本の電波利用料は非常に高いように見える。オークションを実施していないから高いのではないかという一般的考え方があるが、今後のオークション導入や電波利用料

の活用を考えたとき、一方的にこの金額だけが比較されると誤解を与える。電波活用に関しての様々な助成制度等を考慮すると、総体的に見れば各国が大規模に電波活用対策を実施しているので表現を工夫したほうがよい。

(座長)

1点目の特定財源という言葉で通じるものなのか、あるいは、使途が法律により明確に定められているという説明だけでは済まないか検討したい。

2点目は大いに誤解を招く可能性があるので、工夫する。

(事務局)

詳細は再度調べてみたいが、法制度の中で明確に定義された用語ではないと認識している。座長がおっしゃるように、必ずしも特定財源という言葉を出さなくても意味は通じると思う。それを含めて検討させて頂きたい。

(座長代理)

一般会計と特別会計があり、特別会計における特定財源と誤解されないようにしなければならない。

(土井構成員)

言葉の使い方が混乱しやすい。20ページでは、「一般会計において経理されている」とあり、一方、27ページでは「一般財源化」とあるが、要するに一般会計に入るのだから、使途を明確に定めない財源にするということと理解している。一般財源化の話と一般会計の話は、特に矛盾はないということによろしいか。

(事務局)

まず、一般会計と特別会計があり、電波利用料は一般会計の中の費用になる。特定財源という言葉を使っているが、これは特別会計とは全く別の意味で、一般会計の中で特に使途が明確に制度で規定されているという意味で、特定財源という言い方をしている。特別会計とは全く別のものである。

(座長)

一般会計と一般財源という言葉の関係はどういうことになるか。

(事務局)

一般財源化というのは、使途を特定しないようにするとご理解いただければよろしいかと考える。

(湧口構成員)

電波利用料について報告した時に財務省資料を調べたが、財務省では電波利用料を特定財源の位置づけとして説明されている。結局、特別会計と一般会計は異なり、特別会計の場合は、色々税金があり、目的税等が含まれ、別の財布が用意されているものが特別会計になる。わざわざ別の財布を用意する程の複雑なお金の出入りは無いが、とりあえずこの分野から入ってくるお金はこれに充てましようとしているのが特定財源という形である。ただし、ここの箇所の説明をするとそれだけで1ページ～2ページ増える気がするので、参考資料とした方がよい。

(関口構成員)

湧口構成員のご意見に関連し、27ページをもう少し膨らました方がよい。第8段落が内容に矛盾が生じており、一度整理して頂きたい。第7段落で、「電波利用料制度の「使途の拡大」についての検討とは区別して検討する必要がある」とあるが、第8段落では「将来の使途の一層の拡大を踏まえつつ、慎重に検討する」とあり、矛盾をきたしている。文章として分かりにくいので、丁寧に論理展開を説明する必要がある。その中で20ページからの特定財源等の違いを明確すれば分量的にも膨らみ説得力が増すと思う。

(座長)

おっしゃるとおりで、使途の拡大が二様に使われており、理解し難くなっている。電波利用料制度の使途の拡大、一般財源化及び提言型政策仕分けにおける使途の拡大が分かるような記述とする。

(湧口構成員)

27ページの第7段落について、吉川構成員からの使途の拡大ではなく縮小する方向を考えると、使途の拡大よりは受益者負担の原則を維持すると、特定財源とするか、一般財源とするかの話になる。特定財源の中で更に使途を拡大して、料額を増やす考え方もあれば、縮小する考え方も出る論理構成になると思う。いきなり使途の拡大という言葉が入るのではなく、受益者負担という従来の枠組みを守ったままでいくのか、一般財源化が最初にあって、その次に少し縮小させていくという考え方もある。

(座長)

むやみに使途を拡大する書き方に取られると具合が悪い。現行の法制度の下で精査し、削るべきものは削り、使途として重要な使途に対しては現行制度に含まれるような範囲での使途であれば拡大する方向という程のものでしかない。先ほどの300億円の用途については、使途がなくなってしまうたら、その段階で、徴収額から削り、

必要なものに関しては残しておくのが現行の法制度の大原則だと思う。

(土井構成員)

20ページについて、先ほど吉川構成員からご指摘があったとおり、用途を拡大する場合、用途として決められているもの以外に種類を増やす話があると思うが、それが必ずしも額を増やす話にはならない。用途を拡大すべき時は拡大しなければならないが、それが電波利用料の支出が増えることとイコールではないことを明確にすべきである。

(藤原構成員)

座長代理のおっしゃったところだが、電波利用料だけみると日本が多いようだが決して多くない。アメリカのオークションが300億円とあるが、5年前は4000億円が入っている。電波に関わる政府が徴収した収入を脚注等で、日本は決して多くないことが分かるように工夫すべきである。特定財源と一般財源は、極めて政治的な話で、予算があるから下さいという誤解を与えている。電波利用料には、産業界の仕組みとして、通信や放送等を健全に育ててきた歴史もある。「財源」という言葉がどうも意図を感じる。一般会計と特別会計の会計という言葉は客観的であり、財源という言葉に過剰に反応しないような言い回しにした方がよい。

(座長)

提言型政策仕分けを受けて考える際、この言葉が先にありきで、検討しなければいけないと思う。このため、一般会計、特別会計と一般財源化が何かを明確にし、吉川構成員がおっしゃったように、はっきり分かる説明をすることに尽きる。それを踏まえて、27ページの第8段落はもっと明快にする。

(水越構成員)

20ページに平成24年度の歳出と歳入の額があるが、26ページでは電波利用共益事務の実施状況はホームページに記載されているだけで、中身がよく分からない。パブリックコメントに付すのであれば、中身が分かる資料の添付、掲載場所の明示、議論の前提及び海外の状況・日本の状況が分かる資料があればよいと思う。

(座長)

ホームページにもかなり細かく出ており、分かりやすくまとめる。

(座長代理)

27ページの将来的な一般財源化について、論理構成の見直しが必要である。提

言型政策仕分けでこの議論が出たことは事実であり、本検討会における議論と、パブリックコメント、ヒアリングでの意見を分けた方がよい。湧口構成員のご意見と同様に、一般財源化するのであれば、電波利用料は使命を果たしたということで、むしろやめるべきである。利用料が存在するからそれを回すというのは税金の論旨としては必ずしも正しい方向ではない。それがはっきり分かるよう、一般財源化の議論が税金の本質の議論からすると馴染まないとはっきり言った方がよい。勿論、一般財源化すべきという意見もあるので、どういう議論が本検討会でなされたのかということと、ヒアリングやパブリックコメントで出てきた意見を明確にし、誤解を与えないように願います。

(座長)

整理をした上、改めて書き直し、意見募集前に、皆様方に目を通して頂くこととする。

(岩瀬構成員)

国民目線の観点から、あるいは仕分けに参加した視点から感想を申し上げますと、中間取りまとめが、行政がどの方向に向かっているのか分かりにくい。ある場所では規制緩和、ある場所では規制強化、様子見という話が行ったり来たりしている。ただし、全体として受けた印象は、かなり時代の変化に合わせて、スリム化するところはスリム化し、迅速化して、攻めるところはきちんと攻めていくが、国民を守らなければならないところは守るという印象で、自分なりに整理すると、国民が思っている霞が関のイメージよりも凄くスピード感があって、すごく前向きなレポートのように読めた。ただ、この構成だとなかなか伝わりづらく、各論を寄せ集めたようになってしまって、個別に積み上げたように見える。例えばマスコミや通信の専門家ではなく、一般の方が見たらよく分からないと思う。ただ、ずっと議論を聞いて、読んでいくと総務省として、時代の変化にあった形で、基本的に市場に任せる形にしつつ、本当に守らなければいけないところは守るという印象を受けた。敢えて慎重なところでいえば、電波利用料の議論は慎重と感じた。今申し上げた印象がもっと伝わるように書いたり、構成を工夫したりすると、すごく前向きな政策を打ち出している印象が出ると思う。例えば「乱暴に組み直すとしたら、時代の変化に合わせてどんどん迅速化し、規制緩和をしている項目はこういったことである。技術の変化に応じて国民の色々な権利が害されているため、きちんと保護を手厚くしなければいけない、規制を強化しなければいけない部分はこういうものである。行政の仕組みとして透明化していくものはこういうところである。議論が残るところはこういうところである。」などと構成を見直したらどうか。規制か緩和かの2元論はよくないとは思いますが、一見した時にどちらの方向に向かっているのかという点は一番気になる。慎重に丁寧に読み解くと非常に前向きにどんどんオープンに

して、市場に出していこうという印象を受けるので、それがもっと前面に出ると一般の方が見た時に、総務省としての方向性が伝わる。森田政務官がおっしゃったように、大きな枠組みの中で総務省としてもどんどん変わろうとしているという印象が出ればいいのではないかと。個別の各論の積み上げではなく、大きな方向性を強く打ち出されたい。

(座長)

おっしゃるとおりである。今の趣旨で2ページほどエグゼクティブサマリーを追加し、各論はそのままにする形がよいのではないかと。

(岩瀬構成員)

賛成である。政策仕分けに参加して感じたが、基本的に、霞が関は権益を抱え込もうとしているのではないかとというネガティブバイアスから入るので、それに対して、そうでなくてどんどん出して行くものは出していくという感じが出たらいいと思う。基本的な考え方は2ページで整理されているが、2ページの第2段落で技術による法令、規範、技術、市場メカニズムとパラレルに出されており、全体の印象としてはどんどん規制緩和をしている印象を受けたので、時代の変化に合わせて、行政が見なくていいものは市場に出していくというメッセージをより強く出されると、メリハリが出る。そして守る部分は守ると、エグゼクティブサマリー、あるいは2ページで厚く書き込むのがよい。

(座長)

「はじめに」を厚くするか、あるいはエグゼクティブサマリーで記載するかを考える。

(関口構成員)

27ページの「用途の拡大」という言葉の捉え方について、少し意を尽くした書きぶりをお願いしたい。この提言型政策仕分け、あるいはパブリックコメント等で用途を拡大する方向と言っているのは、一般財源化を含めることが前提の議論だから、何にでも使えるようにという趣旨である。ところが、本報告書案での議論は、11項目を電波行政の中で使い方を拡大できるようにするという意味で、同じ「拡大」という言葉が異なるフェーズで使われている。提言型政策仕分けでの用途の拡大と、本報告書案で論じられてきた用途の拡大と次元が違っているところを少し強調して表現をした方がよい。

27ページの下から2から3行目、電波利用料を無線局の免許人が負担しているのは非常に重いことなので、この負担の上で、決まっている枠内での用途の拡大なのか、一般財源化して何でも使えるようになることは、次元が違うことが分かる記述をお願い

いしたい。

(座長)

おっしゃるとおり、更に明確にしなければならない。

(水越構成員)

26ページの第7段落で、意見としてオークションが開始された場合の電波利用料の規模の議論が記載されているが、一般にオークションへの関心は非常に高いと思うので、オークション制度との関係等の補足がないと分かりにくい。

(座長)

法案が国会に提出されていることも踏まえて記載する必要があるかと思う。オークションの法案について、一般会計に入れるので、使途として電波に対しての何か特別な配慮はあるのか。

(事務局)

基本的には一般会計に入り、特定の使い道は無い。一部は周波数の移行のための費用の補填等に充てることが出来る。

(座長)

それを踏まえて電波利用料との関係をどうするかについて、何かお考えがあるか。

(水越構成員)

考えがあるわけではないが、この書き方だと関係があるように読める。

(事務局)

ご意見があった旨を26ページに記載した上で、27ページの第2段落で、次期料額設定に向けた課題を整理する中で、ご意見を含めて議論をして頂きたい旨を記載している。

(関口構成員)

20ページの米国の事例として周波数オークションの落札金との関係についてコメントを追記してはどうか。

(吉川構成員)

総務省情報通信国際戦略局の委員会にも出席しているが、よく出る言葉が国際競

争力であり、M2Mであり、ビッグデータである。本検討会第3回でプレゼンテーションさせていただいたように、M2Mの分野から電波利用料を減額してもいいのではないかという仮説を持っている。今回のエグゼクティブサマリーでどこまで書けるか分からないが、他局で推進しようとしていることを本検討会でも是非入れて頂きたい。岩瀬構成員がおっしゃったようにメッセージ性がある、総務省として足並みを揃えていることは、すごく政策の整合性を感じるので、是非トライして頂きたい。

(藤原構成員)

これはあくまで中間とりまとめなので、あまり変更するとかえってまとまりがなくなる。先ほどの吉川構成員の話も含めて、じっくりと後半で議論してはどうか。

(土井構成員)

先ほどのエグゼクティブサマリーの話と関連して、今後の議論に際して確認したい。

1つは環境の変化について、利用者に視点に立って、より柔軟に考えていくという方向性だが、一方で電波の質は担保しないといけないため、今までどおり、見える化や見守りをするという二つをトレードオフという方向性で新しい政策を立案するということでよろしいか。

(座長)

そのとおり。今後の議論でその方向で進めるつもりである。

(3) その他

- ・ 事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。
- ・ 構成員に一度内容を確認いただいた上で、今後、パブリックコメントを実施することについて了承された。

(4) 閉会

以上